

関係各課意見記入票

高槻市都市創造部審査指導課

※建築確認申請及び指定確認検査機関へ經由するには、関係各課への下見が必要です。

関係各課の下見が済みましたら、下記欄に經由印を押印してもらってください。

(注意) 申請の内容によっては、下記以外の関係各課に下見の經由をしていただく場合があります。

建築主名

<p>①審査指導課（6F） ※全ての申請に必要</p> <p>開発調整チーム</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>条例協議 有 ・ 無 <番号></p> </div>	<p>②審査指導課（6F） ※1 宅地造成工事規制区域内のもの、市街化調整区域内のもの ※2 都市計画法第29条の許可を受けたもの（宅地分譲除く）</p> <p>開発審査チーム ※2の場合は①の前に經由してください。</p>
<p>③下水河川企画課（7F） ※全ての申請に必要 ※確約書を持参してください。</p>	<p>④文化財課（総合センター8F） ※埋蔵文化財の遺跡所在地に該当するもの</p>
<p>⑤都市づくり推進課（6F） ※直近に都市計画道路がある、用途地域が確定できない等 高槻市景観対象：建築物 高さ15m超又は建築面積1,000㎡超 工作物 高さ10m超又は築造面積2,000㎡超 立地適正化計画に基づく届出対象（居住誘導区域外、都市機能誘導区域外）</p>	<p>⑥管理課（5F） ※法令の許可等がない寄付道路等</p>
<p>⑦農林緑政課（総合センター9F） ※近郊緑地保全区域内、風致地区内のもの</p>	<p>⑧保育幼稚園指導課（総合センター7F） ※私立保育所の場合</p>
<p>⑨道路課（5F） ※道路事業実施中路線に接する敷地</p>	<p>⑩私学・大学課（大阪府咲洲庁舎） ※私立学校・幼稚園の場合。（学校法人の確認）</p>
<p>⑪管路整備課（水道部） ※給水詳細協議が必要なもの</p>	<p>⑫清掃業務課（エネルギーセンター） ※既設の浄化槽のメンテナンス状態を確認する場合。 浄化槽の確認には、住居表示、施主名および管理者名が必要となります。</p>
<p>公園課（5F） ※緩和を適用する市管理公園等</p>	<p>アセットマネジメント推進室（5F） ※市所有地での建築確認（公園内の集会所等）</p>